

お知らせ

通産省では、昭和27年から2年ごとに全国の商店（卸売および小売業）を対象として商業統計調査を実施しておりますが今年は、第7回目の年にあたりますので、大館市でも7月1日現在で調査をおこなうことになりました。

調査の大要

(1) 調査の目的

全国の商店について、その分布状況と商業活動の実態を明かにすることを目的とします。

(2) 根拠法規

統計法（昭和22年法律第18号）およびこれに基づく商業統計調査規則（昭和27年通商産業省令60号）によつています。

(3) 調査の種類

①甲調査——法人組織の商店および常用従業者（雇人）を使用している個人経営の商店（飲食店を除く）につ

商業統計調査がおこなわれています

調査員にご協力を

いておこなうもの

②乙調査——常用従業者を使用していない個人経営の商店（飲食店を除く）についておこなうもの

③丙調査——飲食店についておこなうもの

(4) 調査の方法

甲調査、乙調査および丙調査は、それぞれ所定の調査票を調査員が対象商店に配布して、申告者が自ら記入する自計方式によります。

(5) 調査の経路……調査機関の系路

通産大臣←→都道府県知事←→市区町村長←→商業調査員←→申告義務者。

(6) 商業調査員

調査員は秋田県知事の任命により、大館市長の指揮監督を受けて、準備調査ならびに調査票の配布収集等の事務に直接従事する者であります。

(7) 申告義務者

商店（卸、小売業）の管理責任者が申

告の義務者になります。

(8) 調査期日 昭和39年7月1日

(9) 調査票の提出期限
申告義務者は、7月15日まで市
市町村長は、7月31日まで県

(10) 集計および公表

調査票は、通産省で調査集計のうえ、「昭和39年商業統計表」として公表します。

以上が大要ですが大館市では市全体に28調査区を設定し28人の調査員でこの調査をおこないます。

調査員が皆さんのお店に伺つて調査票の記入などをお願いすることになっておりますので、ご手数でも調査表の記入にご協力くださるようお願いいたします。

なお、提出された調査票は統計目的以外、たとえば徴税、その他皆様方の不利益になることに利用することは法律で禁じられていますのでありのままを報告して下さい。

児童扶養手当が一部改正になりました

児童を健全に育てることから「児童扶養手当法」がしかれておることはご承知のことと思います。

このたび、この法律が一部改正されて該当範囲が広くなりましたので該当者は遠慮なく市役所の福祉事務所で請求の手続きをして下さい。

改正案

①児童扶養手当支給制限について

本人の所得が年間18万円であったのを20万円に引き上げられ、更に、義務教育終了前の児童で前年の12月31日で児童の生計を維持したときは、その児童一人につき3万円を加算した額にきめられております。

②次の児童は満20才まで手当を受けられます。

結核疾患（安静度1度～2度程度）
精神障害者（精神病質、精神病弱者を除く）

次の障害が2つ以上重複している児童
視覚、聴覚、平衡機能、音声言語、肢体不自由、結核性疾患、精神等の障害

8月から受付し、9月から支給されますので該当者は市の福祉事務所まで申込んで下さい。

中小企業者へ中元融資

市では、中小企業者の金融緩和を図るため次の金融機関に予託して貸付をおこないますからご利用下さい。

金融機関

大館信用組合 秋田銀行大館支店
秋田銀行駅前支店 羽後銀行大館支店
青森銀行大館支店

貸付金額

1人1回として最高30万円以内

貸付条件

1人以上市内に居住している中小企業者

提出書類

適格証明書（住民票記載事項証明書、前年度市税完納証明書）を商工課に提出して証明を受けてください。

貸付期日

7月10日から3ヶ月以内であるが、申込書類は6月15日より受付し、7月10日一斉に貸付する予定です。

くわしいことについては市の商工課え問合せください。

マンホールの工事中

9月中旬まで

大館電報電話局管内の電話を自動電話にするための工事が市内の各所で行われています。このため、皆様方にご迷惑をおかけすることになりますが、暫くの間、この工事の事情をご理解のうえご協力下さい。

福祉年金の時効が近づく

皆さんのうちで福祉年金を受けておられない方がおられませんか。

昭和34年11月1日前に老令、障害、母子の各福祉年金資格のある方は、今年の11月1日になりますと受給の請求ができなくなります。もう一度お手元を調べてみて、届け出をされておられない方は至急年金係まで届け出て下さい。

7月の納税

固定資産税 1期

7月31日まで

国民年金保険料

7月31日まで

市税については期限前に納めると、前納報奨金交付の特典があります。

計量器定期検査の予備調査

8月25日から8月29日までの5日間、旧市内と釈迦内地区で、計量器の定期検査を行います。これに伴う予備調査を7月20日から8月8日までの20日間にわたつて行います。

予備調査期間中は、市の係員が調査に伺いますので、よろしくご協力くださるようお願いいたします。